平成２１年（フ）第２０６７号
横浜市港北区新横浜１丁目28番地２―907号
債務者　田原　洋之
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１１８号
横浜市瀬谷区橋戸２丁目23番地　県営橋戸原団地１棟306号
債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１５号
鹿児島県南九州市川辺町平山6200番地
破産者　有限会社エントリー商事
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２０年（フ）第３２４号
青森県黒石市大字横町７番地
破産者　有限会社光文堂ソフニ書店
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第３２５号
青森県黒石市大字横町７番地
破産者　陽栄産業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第３２６号
福島市蓬莱町３丁目10番26号
破産者　有限会社今野保温
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１４号
福島市中町１番25号
破産者　有限会社しもかま
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成１９年（フ）第１３４号
群馬県太田市高瀬町38番地の１
破産者　株式会社斎藤製作所
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２０９号
横浜市旭区東希望が丘35番地３
破産者　有限会社神奈川装美
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２号
神奈川県横須賀市鷹取１丁目24番８号
破産者　有限会社山崎組
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７７号
兵庫県篠山市二階町43番地
破産者　吉川　利幸
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２０年（フ）第３２６号
青森県弘前市大字撫牛子５丁目２番地７、開始決定時の住所青森県黒石市大字横町７番地
破産者　祖父尼賢一
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１５号
福島市清明町１番10号　ロイヤルレジデンス１号405、前住所福島市南向台１丁目27番地の15
破産者　下釜　京子
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１０３号
福島市春日町12番38号
破産者　橋本　聖子
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１８３号
横浜市磯子区杉田坪呑２番３―704号
破産者　黒崎賢二郎
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８７号
静岡県磐田市中泉260番地１　オリエンタルプラザ306、前住所静岡県磐田市一言3092番地　エクレール磐田511号
破産者　永田　徳明
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
熊本県八代市郡築一番町211番地４
破産者　大石真由美
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成１９年（フ）第２６５号
山口県周南市清水１丁目５番19号
破産者　新南陽測地株式会社
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第３０１４号
香川県高松市上林町395番地４
破産者　松林　高洋
1　破産債権の届出期間　平成21年９月16日まで
2　一般調査期日　平成21年10月26日午後３時30分
平成21年８月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４１６号
神奈川県大和市下鶴間3000番地63
破産者　藤原美和子
1　破産債権の届出期間　平成21年９月17日まで
2　一般調査期日　平成21年10月28日午後２時55分
平成21年８月17日
横浜地方裁判所第３民事部